

第1055回教育委員会

平成30年5月16日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 「山形県立学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定について
(総務課)
- (2) 平成30年度学力調査実施状況について
(義務教育課)
- (3) 庄内総合高校教育基本計画策定委員会について
(高校教育課高校改革推進室)

5 議 題

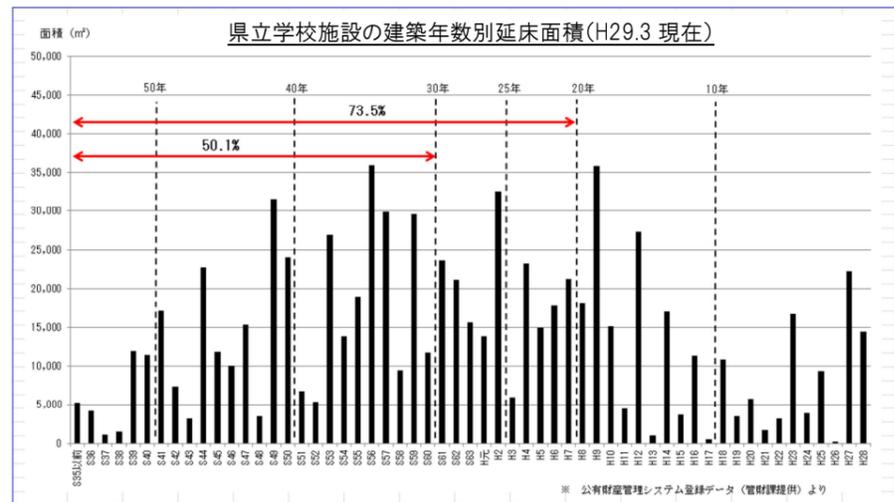
- 議第1号 山形県青年の家に係る指定管理者の募集について
(文化財・生涯学習課生涯学習振興室)
- 議第2号 山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について
(文化財・生涯学習課生涯学習振興室)
- 議第3号 山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者の募集について
(文化財・生涯学習課生涯学習振興室)
- 議第4号 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について
(スポーツ保健課)

6 閉 会

「山形県立学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定について

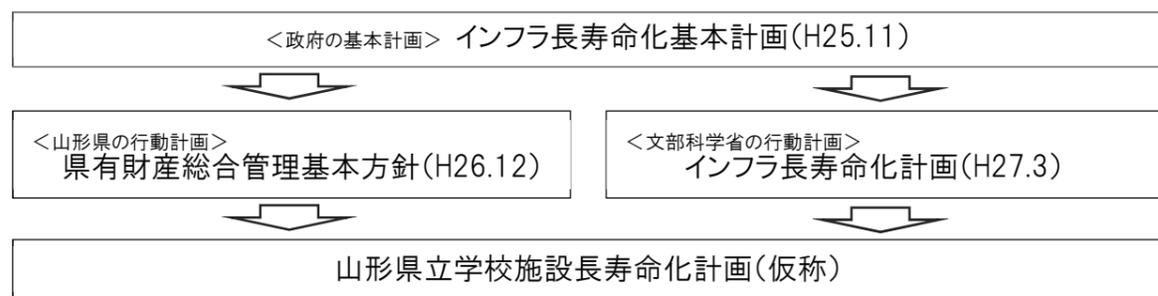
1 県立学校施設の現状と課題

- (1) 施設の老朽化
県立学校施設については、平成29年3月現在、建築後30年を経過した建物が半数を占めており、更に10年後には7割を超える。
- (2) 厳しい財政状況への対応
老朽化に伴い、毎年度、各学校からは多くの修繕要望があるが、限られた予算の中で対応できるのは一部に限られる。
- (3) 県立学校施設を取り巻く環境の変化
人口増や施設ニーズの拡大に合わせて整備されてきた様々な県有施設については、人口構成の変化に合わせた施設の機能やあり方の見直しが必要となっている。
県立学校施設については、中学校卒業生数の減少に伴う対応が課題となっている。



2 本計画の目的と位置づけ等

- (1) 目的
上記の現状と課題を踏まえ、計画的な予防保全を講じ長寿命化を推進することにより、安全性及び機能性を確保するとともに、トータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図ることを目的とする。
- (2) 位置づけ



本県では、「県有財産総合管理基本方針」に基づき、各県有施設の管理者（下表の括弧内）が、平成32年度までに所管施設毎に長寿命化計画を策定することとしている。

策定単位	策定年度(予定)
学校施設（教育委員会）、公共施設（管財課）、警察施設（県警本部）	平成31年度
職員公舎、その他庁舎等（管財課）	平成32年度

※県立図書館や自然の家等の学校施設以外の教育委員会所管施設については、「公共施設」として管財課が策定。

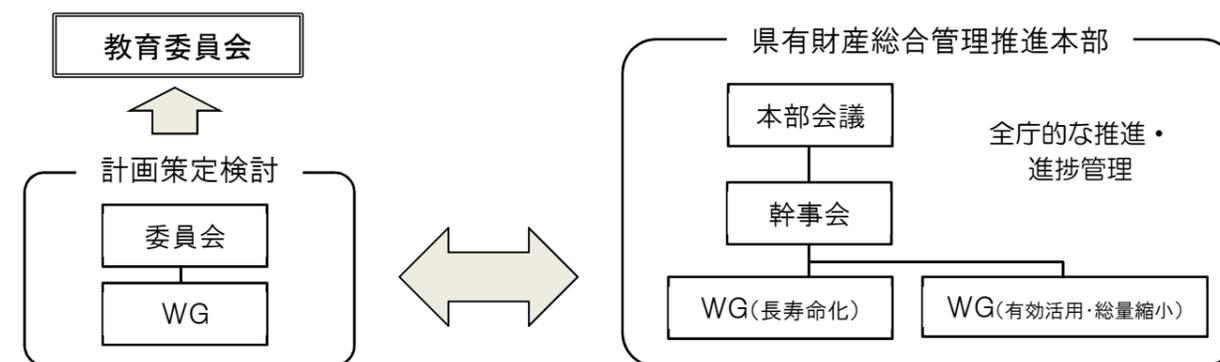
3 本計画に記載する内容

文部科学省から示された項目を基本として策定する。

- <文部科学省から示された項目> ※「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(H27.4)より
- 1 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等
 - 2 学校施設の目指すべき姿
 - 3 学校施設の実態（運営・活用状況、老朽化状況）
 - 4 学校施設整備の基本的な方針等（規模・配置計画、改修等の基本的な方針）
 - 5 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等（改修等の整備水準、維持管理の手法等）
 - 6 長寿命化の実施計画（改修等の優先順位付け、長寿命化のコストの見通し・効果）
 - 7 長寿命化計画の継続的運用方針（施設情報の整備、推進体制等の整備、フォローアップ）

4 検討体制

関係各課（教育庁総務課、特別支援教育課、高校教育課、高校改革推進室、総務部管財課、県土整備部建築住宅課営繕室）及び県立学校事務長会代表による計画策定検討委員会及び同ワーキンググループを設置し、検討を行う。



5 策定スケジュール（平成30年5月現在）

年度	四半期	取組内容(教育庁)	県有財産総合管理推進本部
H29		学校施設の劣化度診断調査の実施	
H30	第1	○施設アセスメント(※)への対応 ●教育委員会：報告（今回）	施設アセスメントの実施
	第2	○計画策定検討委員会・WGの設置 ○施設アセスメントを受けた検討 ●教育委員会：報告	本部会議（7月） ← [施設アセスメントの結果の提示]
	第3	○計画案の作成	
	第4	●教育委員会：報告 ○整備実施計画（5か年程度）案の作成	→ 本部会議（3月） [状況報告]
H31	第1	○長寿命化計画全体案の整理 ●教育委員会：報告	→ 本部会議（6月） [状況報告]
	第2	○パブリックコメントの実施 ●教育委員会での了承 ⇒ 計画の策定	

※施設アセスメント：建物の性能、利用状況、管理効率の定量的な評価に、施設の必要性等の定性的な評価を加味し、総合的に評価を行うもの。評価結果を計画策定に際して参考とする。

平成30年度学力調査実施状況について

1 全国学力・学習状況調査

- (1) 期 日 平成30年4月17日(火)
- (2) 対象学年 小学校6年、中学校3年
- (3) 調査内容 ○学力調査
国語、算数・数学、理科(理科は3年に1回程度実施)
○学習状況調査
学習意欲・方法・環境、生活の諸側面に関する調査

(4) 県内の状況

【小学校等】

- 小学校：241校(／242校)
※ 大江藤田の丘分校は不参加
(米沢関小：インフルエンザで後日実施、全体の正答率には反映しない)
- 義務教育学校：1校
- 特別支援学校：1校(山麓)

合 計：243校 児童数：9,127人

※ 国立大学附属校(山大附属小)は含めず

【中学校等】

- 中学校：96校(／98校)
※ 県立東桜学館中学校を含む
※ 大江藤田の丘分校は不参加
※ 小国叶水中は病欠のため中止
- 義務教育学校：1校
- 特別支援学校：3校(山麓、山盲、山養)

合 計：100校 生徒数：9,568人

※ 国立大学附属校(山大附属中)は含めず

(5) 調査結果について

平成30年7月末に公表予定

2 山形県学力等調査

(1) 期 日 平成30年4月17日(火)

※ 17日に実施できない場合は18(水)～20日(金)のいずれかの日に実施する。

(2) 対象学年 小学校5年、中学校2年

(3) 調査内容 ○学力調査

- ・ 合教科型・総合型の問題
- ・ 小学校：国語、社会、算数、理科など複数の教科
- ・ 中学校：国語、社会、数学、理科、英語など複数の教科

○学習状況調査

探究型学習との関わりから、児童生徒の生活状況や学習状況について

(4) 県内の状況

【小学校等】

○小学校：240校（／242校）

※ 藤田の丘分校は不参加、尾花沢鶴子小は在籍無し

○義務教育学校：1校

○国立大学附属校：1校（山大附属小）

合 計：242校	児童数：9,113人
----------	------------

【中学校等】

○中学校：96校（／98校）

※ 県立東桜学館中学校を含む

※ 藤田の丘分校は不参加、酒田飛島中は在籍無し

○義務教育学校：1校

○特別支援学校：1校（山麓）

○国立大学附属校：1校（山大附属中）

合 計：99校	生徒数：9,551人
---------	------------

(5) 調査結果について

平成30年9月下旬までに公表予定

庄内総合高校教育基本計画策定委員会について

平成30年5月16日
高校教育課

1 設置の目的

全日制・昼間定時制・通信制を併設し、多様な学習ニーズに対応する新しいタイプの学校となる庄内総合高校の教育基本計画を策定し、開校に向けて円滑な準備作業に資する。

2 主な業務

(1) 教育基本計画策定委員会

次の内容について検討し、「教育基本計画」を策定する。

① 教育計画

(目指す学校像、育てる生徒像、教育目標、教育課程、課程間の連携、地域との連携、等)

② 校舎整備計画 (既存施設の利活用計画、新校舎建設の与条件の整理)

③ その他 (準備組織、スケジュール、移行期の対応、等)

(2) 作業部会

教育基本計画策定委員会等に関する資料作成

3 組織

教育基本計画策定委員会 10名

委員長：県教育庁教育次長 (高校)

副委員長：県教育庁総務課長

委員：学識経験者、総務課施設整備主幹、高校教育課長、
庄内総合高校長、鶴岡南高校長、鶴岡工業高校長、
庄内町教育長、中学校長会代表

作業部会 13名

校長、事務長、教頭 (庄内総合、鶴岡南通信、鶴岡工業定時)

庄内町教育委員会の担当、県教育庁総務課施設担当

教諭等 (庄内総合5名、鶴岡南通信1名)

[作業部会の役割]

①教育計画班：教育計画の検討・その他の検討

②施設設備班：校舎整備計画の検討

[指導・助言]

作業部会等での検討に際し、高校改革推進室が指導・助言を行う。

4 スケジュール

	教育基本計画策定委員会	作業部会
平成 30 年 4 月		
5 月	第 1 回会議 (5 月 31 日 : 県庁)	
6 月	協議事項 ・ 検討内容及び検討計画 ・ 作業部会の組織・役割分担	作業部会① ・ 作業部会の組織・役割分担 ・ 作業内容等の確認 ・ 詳細スケジュールの検討 ◇ 先進校の視察
7 月		作業部会② ・ 学校像及び生徒像 ・ 全定通各課程の教育目標 ・ 教育課程の基本方針 (系列等) ・ 施設整備の基本方針
8 月		作業部会③ ・ 教育課程案の検討 ・ 必要教室の検討
9 月	第 2 回会議 協議事項 ・ 教育計画等の基本方針 ・ 教育課程の骨格 (系列等) ・ 施設整備の基本方針	
10 月		作業部会④ ・ 課程間の連携 ・ 地域との連携 ・ 移行期の対応
11 月	第 3 回会議 協議事項 ・ 課程間の連携 ・ 地域との連携 ・ 移行期の対応	
12 月		作業部会⑤ ・ 教育基本計画 (案) の検討
平成 31 年 1 月	第 4 回会議 協議事項 ・ 教育基本計画 (案) ・ 開校までのスケジュール ・ 次年度の準備組織	
2 月		
3 月	教育基本計画策定	
備 考	必要に応じて策定委員会前に事務局 会を開催 (庁内)	作業部会の班会で各 10 回の会議 合計 20 回

各作業部会による準備作業

作業部会班会

2 班
×
10 回

議第 1 号

山形県青年の家に係る指定管理者の募集について

山形県青年の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県青年の家
- (2) 所在地 山形県天童市小路一丁目7番8号

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

提 案 理 由

山形県青年の家に平成 22 年 4 月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものである。

平成 30 年 5 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

<別添資料>

山形県青年の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

青少年が規律ある共同宿泊生活をとおして学習や体育などの研修、レクリエーション、創作活動などを行い、自主性と創造力の豊かな社会人となることを願ってつくられた施設である。

2 施設面積など

敷地面積 9,419.19 m²

建 物 鉄筋コンクリート造、3階建 延床面積 3,676.60 m²

3 利用時間及び休館日

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 ①国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

②12月29日から翌年の1月3日までの日

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

4 利用者数及び利用料金等収入の実績

平成25年度：18,140人 10,041,476円

平成26年度：15,503人 8,256,155円

平成27年度：15,813人 8,340,934円

平成28年度：15,390人 8,667,980円

平成29年度：13,630人 9,074,981円

5 現在の管理運営体制

県職員数：職員5名、嘱託職員1名

指定管理者：山形県青年の家管理企業体（H22～） 職員数：職員10名

◆指定管理者公募

1 指定期間：5年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務（指定管理料の限度額 199,129千円／5ヵ年）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）

(2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与等）

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）

4 選定のスケジュール（予定）

①教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月16日（水）

②募集要項審査委員会 5月下旬～6月上旬

③募集要項等の配付 8月3日（金）～9月14日（金）

④質問書の受付 8月3日（金）～9月7日（金）

⑤現地説明会の開催 8月中旬

⑥申請書類の提出期限 9月14日（金）

⑦選定審査委員会 10月中旬～下旬

⑧候補者の選定 11月中旬～下旬

⑨指定管理者の議決（県議会12月定例会） 12月

⑩教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 1月

⑪指定管理者との協定締結 2月

議第 2 号

山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県朝日少年自然の家
- (2) 所在地 山形県西村山郡大江町大字左沢字楯山 2523 番地の 5

2 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

提 案 理 由

山形県朝日少年自然の家に平成 28 年 4 月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものである。

平成 30 年 5 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

山形県朝日少年自然の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

2 施設面積など

敷地面積 79,620.91 m²

建 物 鉄筋コンクリート造、地上3階 延床面積 3,625.12 m²

3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

① 国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

② 12月29日から翌年の1月3日までの日

③ 毎月の第3日曜日（国民の祝日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）

④ 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

4 利用者数（延べ人数）及び使用料収入

平成25年度： 26,257人 333,470円

平成26年度： 28,341人 507,300円

平成27年度： 24,724人 363,990円

平成28年度： 24,603人 621,030円

平成29年度： 24,337人 467,910円

5 現在の管理運営体制

県職員数：職員4名、日々雇用職員1名

指定管理者：株式会社ヤマコー 職員数：常勤職員3名、非常勤職員7名

◆指定管理者公募

1 指定期間：3年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務（指定管理料の上限額 103,891千円／3カ年）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）

(2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等）

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）

(4) 利用者の指導に関する業務（企画事業の実施、県主催事業の実施支援等）

4 選定のスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 | 5月16日（水） |
| ② 募集要項審査委員会 | 5月下旬～6月上旬 |
| ③ 募集要項等の配布 | 8月3日（金）～9月14日（金） |
| ④ 質問書の受付 | 8月3日（金）～9月7日（金） |
| ⑤ 現地説明会の開催 | 8月中旬 |
| ⑥ 申請書類の提出期限 | 9月14日（金） |
| ⑦ 選定審査委員会 | 10月中旬～下旬 |
| ⑧ 候補者の選定 | 11月中旬～下旬 |
| ⑨ 指定管理者の議決（県議会12月定例会） | 12月 |
| ⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 | 1月 |
| ⑪ 指定管理者との協定締結 | 2月 |

議第 3 号

山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県金峰少年自然の家
所在地 山形県鶴岡市高坂字杉ヶ沢 54-1
- (2) 名 称 山形県金峰少年自然の家海浜自然の家
所在地 山形県飽海郡遊佐町菅里字菅野 299

2 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反

をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

(8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

提 案 理 由

山形県金峰少年自然の家の効果的、効率的な管理運営が行えるよう平成 31 年 4 月から指定管理者制度を導入するため、指定管理者の募集について提案するものである。

平成 30 年 5 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

<別添資料>

山形県金峰少年自然の家指定管理者公募について

◆施設概要

1 設置目的

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

2 施設面積など

(1) 金峰少年自然の家（本館）

敷地面積 77,526.58 m²

建 物 鉄筋コンクリート造、地上3階 延床面積 3,954.98 m²

(2) 金峰少年自然の家海浜自然の家（分館）

敷地面積 143,236.12 m²

建 物 鉄筋コンクリート造、地上2階 延床面積 3,806.23 m²

3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

① 国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

② 12月29日から翌年の1月3日までの日（海浜自然の家にあつては、10月21日から翌年の5月14日までの日）

③ 毎月の第3日曜日（国民の祝日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）

④ 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

4 利用者数（延べ人数）及び使用料収入

	金峰少年自然の家（本館）		海浜自然の家（分館）	
平成25年度	21,872人	558,170円	10,845人	359,120円
平成26年度	21,649人	482,990円	7,570人	221,740円
平成27年度	20,574人	390,200円	6,876人	141,800円
平成28年度	20,738人	666,720円	7,713人	223,270円
平成29年度	18,810人	473,380円	8,129人	431,850円

5 現在の管理運営体制

県職員数：職員12名、宿直代行員2名、日々雇用職員4名

◆指定管理者公募

1 指定期間：3年

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務（指定管理料の上限額 203,329千円／3ヵ年）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）

(2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等）

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）

(4) 利用者の指導に関する業務（企画事業の実施、県主催事業の実施支援等）

4 選定のスケジュール（予定）

① 教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月16日（水）

② 募集要項審査委員会 5月下旬～6月上旬

③ 募集要項等の配布 6月8日（金）～7月20日（金）

④ 質問書の受付 6月8日（金）～7月13日（金）

⑤ 現地説明会の開催 6月22日（金）

⑥ 申請書類の提出期限	7月20日(金)
⑦ 選定審査委員会	7月下旬～8月上旬
⑧ 候補者の選定	8月下旬～9月上旬
⑨ 指定管理者の議決(県議会9月定例会)	10月
⑩ 教育委員会へ指定管理者「指定」を付議	10月
⑪ 指定管理者との協定締結	1月

議第 4 号

山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について

山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者を次のとおり募集する。

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県体育館及び山形県武道館
- (2) 所在地 山形県山形市霞城町1番2号

2 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する申請でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

提 案 理 由

山形県体育館及び山形県武道館に平成 22 年 4 月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものである。

平成 30 年 5 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 渉

<別添資料>

山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の募集について

◆施設概要

1 設置目的

体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。

2 施設面積など

敷地面積 13,027.00 m² (山形市からの無償使用貸借)

建 物 体育館 主競技場：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階

延床面積 6,980.04 m²

小競技場：鉄骨造平屋建 延床面積 905.55 m²

武道館 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

延床面積 1,504.27 m²

3 現在の開館時間及び休館日

開館時間 午前9時～午後9時

休 館 日 毎月第3月曜日 (その日が国民の祝日にあたるときはその直後の平日)
年末年始 (12月29日～翌年の1月3日)

4 利用者数及び利用料収入の実績

平成25年度：124,369人 13,695,080円

平成26年度：132,604人 14,158,410円

平成27年度：134,677人 14,058,340円

平成28年度：135,068人 14,481,440円

平成29年度：125,331人 13,630,110円

5 現在の管理運営体制

指定管理者 公益財団法人山形市体育協会 (H22～)

現在の管理運営体制 職員2人、嘱託職員5人、時間給職員3人

◆指定管理者公募

1 指定期間：3年 (平成31年4月1日～平成34年3月31日)

2 応募資格：議案書のとおり

3 委託業務 (指定管理料の上限額 87,888千円/3か年)

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (保守管理業務、清掃、保安警備等)

(2) 施設の運営に関する業務 (利用料の徴収等)

(3) 施設又は設備の使用の許可に関する業務 (使用許可、利用料の減免等)

4 選定のスケジュール (予定)

①教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 5月16日 (水)

②募集要項審査委員会 5月下旬～6月上旬

③募集要項等の配付 8月3日 (金)～9月14日 (金)

④質問書の受付 8月3日 (火)～9月7日 (金)

⑤現地説明会の開催 8月22日 (水)

⑥申請書類の提出期限 9月14日 (金)

⑦選定審査委員会 10月中旬～下旬

⑧候補者の選定 11月中旬～下旬

⑨指定管理者の議決 (県議会12月定例会) 12月

⑩教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 1月

⑪指定管理者との協定締結 2月